

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

しかし、国は、平成二十六年税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差がさらに拡大するとの理由から、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入しました。また、消費税率の十パーセントへの引上げ時には、これをさらに進めることとしました。

六月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の不合理な偏在是正措置の導入が危惧されます。こうした措置は、地方税財源の拡充につながるが、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものです。

中央区には、都心回帰の流れに加え、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後を見据えた人口増加への対応や、高度に集積した経済活動を支える都市基盤の整備、全国に先駆けて建設された多くの公共施設の更新など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではありません。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできません。

よって、中央区議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組みよう強く要請します。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもつて意見書を提出します。

平成二十七年十月十六日

東京都中央区議会議長 鈴木久雄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
社会保障・税一体改革担当大臣  
経済財政政策担当大臣  
地方創生担当大臣

あて